

経済建設常任委員会会議録

平成27年3月11日(水)

(開会) 10:34

(閉会) 12:09

案 件

1. 議案第11号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第19号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
3. 議案第20号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
4. 議案第21号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
5. 議案第22号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
6. 議案第23号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
7. 議案第24号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
8. 議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算
9. 議案第28号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
10. 議案第29号 平成27年度飯塚市下水道事業会計予算
11. 議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
12. 議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
13. 議案第63号 財産の譲渡(神田集会所建物)
14. 議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調製施設条例を廃止する条例
15. 議案第67号 字の区域の変更
16. 議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)
17. 議案第90号 和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)
18. 請願第16号 「事件処理に関する上申書」に関する請願

報告事項

1. 九州工業大学情報工学部バイオメディカルデザインコースのキックオフミーティングの開催について (産学振興課)
2. 飯塚市企業立地促進補助金制度の見直しについて (産学振興課)
3. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)
4. コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について (商工観光課)
5. 西日本鉄道の路線バス一部ダイヤ改正について (商工観光課)
6. 専用場外発売所の開設について (事業管理課)
7. 工事請負変更契約について (土木管理課)
8. 工事請負変更契約について (農業土木課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第11号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅課長

「議案第11号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)」について、補足説明いたします。補正予算書の17ページをお願いいたします。第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4937万3千円と定めるものであります。

その主な内容について、事項別明細書にてご説明いたします。20ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金の500万4千円の増額は、減債基金運用収入積立金を計上いたしております。

歳入につきましては、3款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 基金運用収入の500万4千円は、債権の一部売却による償還益金を540万7千円計上し、債権運用に伴う運用収入を40万3千円減額いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第11号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○住宅課長

「議案第19号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、ご説明いたします。予算書の333ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3763万9千円と定めるものであります。

その主な内容について、事項別明細書にてご説明いたします。338ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費の2382万2千円は、貸付金の回収に伴う関係経費を計上いたしましたものであります。

また、25節 積立金は、歳入歳出の財源調整と基金の運用等に伴う積立金1302万7千円を計上いたしております。

続きまして、339ページをお願いいたします。歳出、2款 公債費、1項 公債費の1371万7千円は、市債償還の元金と利子を計上いたしましたものでございます。

続きまして、336ページをお願いいたします。歳入につきましては、2款 県支出金、1項 県補助金、1目 住宅新築資金等補助金の175万4千円は、市債利子と貸付金償還事務に対する県の補助金収入を計上いたしております。

次に、3款 財産収入、1項 財産運用収入の577万円は、基金運用に係る預金利子と基金運用収入を計上いたしております。

続きまして、337ページをお願いいたします。歳入、5款 諸収入、1項 貸付金元利収入、1目 住宅新築資金等貸付金元利収入の3008万3千円は、国、県の住宅新築資金等貸付金の償還元利収入を計上いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第19号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第20号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○事業管理課長

「議案第20号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の343ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ118億5276万5千円とするものでございます。

平成27年度につきましては、本場開催はSGレースを1節5日、GIレースを2節10日、GIIレースを1節5日、普通開催レースを17節67日で、合計87日間の開催予定で予算を編成しております。本場及び場外発売を合わせた飯塚オートレース場開場概算日数は、341日の予定です。

主な内容につきまして、事項別明細により説明いたします。まず、歳出からご説明いたします。予算書の351ページをお願いいたします。平成27年度予算資料では、38ページから39ページをお願いします。1款2項1目の本場開催経費12億6764万円は、前年と比較しまして7億9664万6千円減少しております。これは、臨時従事員雇用経費、記念品料、光熱水費など、包括的民間委託に伴い減少するものであります。

次に、予算資料の38ページ下段、事務費・場外発売関係費のところですが、予算書では352ページ、下から2行目でございますが、場外発売経費負担金5億6619万6千円は、前年と比較しまして2億4392万9千円減少しています。これは、直近の売り上げ状況を見込み算出したものであります。

次に、予算書の353ページをお願いします。上から2項目の包括的民間委託料6億3008万6千円は、平成27年度の委託経費を見込み計上しております。

次に、予算書の354ページをお願いします。施設改善事業費1億814万1千円は、発走合図機、併売対応機器、自動発払機、マルチビジョンなどの借上料及び各所改修工事の経費を計上しております。

次に歳入ですが、予算資料の38ページ及び予算書に戻っていただきまして347ページをお願いいたします。1款1項1目1節 勝車投票券発売収入111億660万3千円は、場外発売を含めた本場87日分の売り上げ見込みを計上いたしております。前年と比較しまして、39億725万2千円減少しております。これは、直近の売り上げ状況を見込んで算出したものであります。

次に、2款1項1目1節 場外発売業務負担金5億8154万4千円は、昨年と比較して1億2766万8千円増加しています。これは、専用場外発売所設置増等に伴うものであります。

次に、予算書の348ページ中段のところですが、5款1項1目1節 小型自動車競走場施設改良基金繰入金4652万9千円は、発走合図機、併売対応機器、自動発払機、マルチビジョンなどの借上料及び各所改修工事の経費に充てるため、繰り入れするものであります。

なお、平成27年度当初予算の包括的民間委託に伴います収益保証につきましては、約3億

6千万円を見込んでおります。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第20号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第21号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の359ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2699万8千円とするものでございます。

事項別明細により、歳出から説明いたします。予算書の363ページをお願いいたします。歳出につきまして、1款1項1目 一般管理費において、地域資源循環技術センター負担金など128万2千円、2目 施設管理費につきましては主なものとして汚水処理施設ポンプの老朽化更新等を行うため1170万6千円、2款1項 公債費として1301万円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入の説明をいたします。予算書の362ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目の農業集落排水事業分担金を17万円、2款1項1目の集落排水処理施設使用料を530万4千円、3款1項1目の一般会計繰入金を2152万3千円として、歳入歳出の収支バランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第21号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第22号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」について補足説明をいたします。予算書の367ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8744万1千円と定めるものでございます。

内容の主なものについて、歳出から説明いたします。371ページをお願いいたします。

1款1項1目 一般管理費の1907万6千円は、職員2名の給与等でございます。2目 市場管理費の1764万7千円を市場施設の維持管理にかかる経費として計上しておりますが、その主なものは13節 委託料として冷凍庫等点検、電気設備保安点検、消防設備保守点検等570万2千円、また15節 工事請負費で各所補修工事として310万円を計上しております。19節では、青果部・水産物部協力会交付金等215万8千円を計上しております。

372ページをお願いいたします。2款1項 公債費では、4971万8千円を市債償還金として計上しております。

次に、歳入について説明いたします。370ページをお願いいたします。1款1項1目 地方卸売市場使用料として6239万5千円、2款1項1目 一般会計繰入金では2310万円を計上して収支のバランスをとっております。4款1項1目 雑入の194万5千円は、主なものとして水産物部汚水施設維持管理費負担金は処理費の実費を水産物部卸売業者から負担金により繰り入れるものです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第22号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○建設総務課長

「議案第23号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」について、補足説明をいたします。平成27年度 飯塚市一般会計・特別会計予算書の379ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4511万8千円とするものでございます。第2条の債務負担行為につきましては、381ページの第2表債務負担行為をお願いいたします。飯塚市営駐車場の指定管理者は平成28年度に更新予定ですので、平成27年度からその準備を行うため、5カ年の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出の主なものを説明させていただきます。384ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は、職員給与費814万7千円を計上しております。同2目の駐車場管理費は、飯塚立体駐車場、東町駐車場、本町駐車場の運営経費、維持管理経費として3597万1千円を計上しております。このうち主なものとしましては、飯塚市営駐車場指定管理委託料2439万3千円、平成26年度に債務負担行為を設定し更新した飯塚立体駐車場システムの借上料の平成27年度分の317万3千円、各所補修工事710万円、消費税42万2千円です。

次に、歳入の主なものを説明いたします。383ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款1項1目 駐車場使用料として3633万4千円を計上しております。

歳入歳出のバランスにより、歳入の一般会計繰入金を871万2千円計上しています。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第23号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第24号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、補足説明いたします。予算書389ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2335万3千円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。歳出から説明をさせていただきますので、393ページをお願いします。第1款第1項 工業用地造成事業費として鯉田工業団地、目尾工業団地の管理費として、317万9千円を計上いたしております。第2款第1項 公債費につきましては、鯉田工業団地、目尾工業団地それぞれの造成にかかる借入金の償還元金1917万4千円を計上いたしております。第3款第1項 予備費については、例年どおり100万円を計上しております。

続きまして、歳入を説明いたします。392ページをお願いいたします。まず、第1款第1項 財産運用収入ですが、市有土地貸付料として1万4千円を計上いたしております。第2款第1項 繰越金ですが、例年、事業費の収支バランスを一般会計からの繰入金で充当する形で予算編成を行っておりましたが、今年度は収支バランスを土地売買に伴う平成26年度からの本会計繰越金で充当することとしたため、その予算2333万9千円を計上し、一般会計からの繰り入れをなくすことといたしております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第24号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算」、「議案第28号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」及び「議案第29号 平成27年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上3件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○上下水道局総務課長

「議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。別冊の予算書の1ページをお願いします。第2条では、年間の給水量を1460万7396立方メートルと定めています。第3条では、収益的業務の収入として23億9443万2千円を、支出として22億2347万9千円を計上しています。第4条では、資本的業務の収入として

13億203万円を、2ページで支出として24億2959万8千円を計上しています。

予算の主な内容を、明細書で説明します。20ページをお願いします。収益的収入では、給水収益水道料金に19億4871万4千円を計上しています。

21ページをお願いいたします。収益的支出では、浄水場の維持・運転管理、給配水管の修繕などに要する経費22億2347万9千円を計上しています。

28ページをお願いいたします。資本的収入では、改良事業、第8期拡張事業等の財源として、企業債5億5930万円、一般会計出資金5億5930万円、国庫補助金5700万円を計上しています。

29ページをお願いいたします。資本的支出の改良事業費では、配水施設改良費2億1082万6千円と諸施設改良費4億7672万9千円で、忠隈～楽市地区の配水管布設替など30件あまりの工事費と楽市水管橋架替工事に係る負担金を計上しています。

30ページをお願いいたします。新設事業費では、配水施設新設費4217万円で山倉地区の配水支管布設など2件あまりの工事費、また浄配水施設整備事業費では内住川から久保白ダムに取水している黒石頭首工のゲート設備の改修工事費7537万円を計上しています。

また、31ページ、第8期拡張事業費では、拡張事業費9億1888万8千円で平成26年度に引き続き、長尾浄水場浄水施設の改良、太郎丸浄水場集中監視装置の改良など、5件の工事費を計上しています。

32ページをお願いいたします。企業債償還金については、4億7711万2千円を計上しています。なお、各事業会計の予算収支の総括、工事の概要などを資料としてお配りしていますので、よろしくをお願いいたします。

次に、「議案第28号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の33ページをお願いします。第3条では、収益的業務の収入として4420万6千円を、支出として4335万7千円を計上しています。第4条では、資本的業務の収入として2735万4千円を、支出として3454万5千円を計上しています。

予算の主な内容を、明細書で説明します。46ページをお願いいたします。収益的収入では、給水収益、給水契約を結んでいる6事業所の契約水量に基づく水道料金553万7千円を計上しています。また、一般会計補助金2293万9千円を計上しています。

47ページをお願いいたします。収益的支出では、人件費、減価償却費等の経常経費4335万7千円を計上しています。

49ページをお願いいたします。資本的収入では、一般会計補助金2735万4千円を計上しています。

資本的支出では、諸施設改良費1066万2千円で3件の工事費、調査費504万円で施設の耐震診断調査業務の委託料を計上しています。また、浄配水施設整備事業費1884万3千円で設備改良工事に係る負担金を計上しています。

次に、「議案第29号 平成27年度飯塚市下水道事業会計予算」について、補足説明をいたします。予算書の51ページをお願いいたします。第2条では、年間の処理水量を683万1197立方メートルと定めています。第3条では、収益的業務の収入として19億8997万3千円を、支出として18億2204万6千円を計上しています。

52ページをお願いいたします。第4条では、資本的業務の収入として11億501万円を、支出として18億3299万9千円を計上しています。第5条では、終末処理場の機械設備改築など6つの事項の平成28年度以降に要する経費について、債務負担行為を設定しています。

予算の主な内容を明細書で説明いたします。70ページをお願いいたします。収益的収入では、下水道使用料に9億8839万4千円を計上しています。

また、雨水処理に伴う一般会計からの負担金1億9657万3千円、企業債の償還利子に対する一般会計補助金2億532万5千円を計上しています。

収益的支出では、下水道の緊急修繕、終末処理場の維持・運転管理などに要する経費18億2204万6千円を計上しています。

77ページをお願いいたします。資本的収入では、施設整備、施設改良の財源として、企業債5億1370万円、国庫補助金4億7205万円を計上しています。

資本的支出では、施設整備費5億683万3千円で5件あまりの委託料と、次のページで柳橋二瀬汚水幹線管渠布設など6件あまりの工事費と1件の負担金を、施設改良費5億6760万円と4件の委託料と終末処理場の機械設備改築など6件あまりの工事費を計上しています。

79ページをお願いいたします。企業債償還金については、6億1951万8千円を計上しています。

以上、簡単ですが、上下水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第27号 平成27年度飯塚市水道事業会計予算」、「議案第28号 平成27年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」及び「議案第29号 平成27年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上3件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の31ページをお願いいたします。「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、飯塚市手数料条例において引用しております「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の題名を改める必要があることから、飯塚市手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案書の32ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いします。今回の主な改正点は、飯塚市手数料条例の別表第7号において引用しております「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものでございます。

その他の改正につきましては、文言の整備を行うもので、実質的な内容を伴わない形式的な改正でございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第39号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第63号 財産の譲渡（神田集会所建物）」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○産学振興課長

「議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」と「議案第63号 財産の譲渡（神田集会所建物）」とは関連がありますので、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第63号のほうから説明させていただきます。議案書130ページをお願いします。この神田集会所は、隣接する上三緒工業団地造成時に、地元住民からの要望により昭和54年に建設した集会所で、産学振興課が所管しております。この集会所については、他の集会所、生活館と同様、「飯塚市公共施設等のあり方に関する（第一次）実施計画」において見直しの方向性が示されておりました。このたび、本集会所を地元の地縁団体であります上三緒第4自治会に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

また、地縁団体に無償譲渡することにより、公共施設としては廃止することとなるため、廃止条例もあわせて上程しております。詳細につきましては、議案書の42ページをご覧ください。飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例として、集会所の名称及び位置を示す別表から、この神田集会所の項目を削除するものです。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第45号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」及び「議案第63号 財産の譲渡（神田集会所建物）」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調製施設条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調製施設条例を廃止する条例」の補足説明をいたします。公共施設等のあり方に関する第一次実施計画に基づき、飯塚市筑穂乾燥調製施設を平成27年6月30日をもって廃止するものでございます。

飯塚市筑穂乾燥調製施設は平成16年度に建設され、阿恵・元吉・山口・内野の4営農組合によって筑穂乾燥調製施設利用組合が組織され、指定管理者となって管理・運営がされてきました。同施設につきましては、指定期間満了後は公の施設としては廃止し、乾燥調製施設としての機能を継続した中で、現指定管理者等に移譲するとの見直しの方向性に基づき、利用組合との協議を進めてまいりました。協議の段階で移譲の前提となる法人化ができていないこと、移譲に伴う税負担がおよそ700万円、固定資産税が年30万円程度かかることから、現段階

で移譲することは困難との判断に至りました。しかし、地元としては必要不可欠な施設であることから、維持管理費用は筑穂乾燥調製施設利用組合の負担とすることで5年間の無償貸与とし、この間に利用組合の体制を整え、再度移譲に向けた協議をすることの確認を行いました。

以上のことから、市の施設としては廃止し、現指定管理者に無償貸与するため、本案を提出するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第50号 飯塚市筑穂乾燥調製施設条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 字の区域の変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第67号 字の区域の変更」の補足説明をいたします。議案書の145ページをお願いいたします。平成20年度より上穂波東地区におきまして県営土地改良事業を実施してまいりましたが、今回、換地処分に伴い字界の変更が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

字の区域の変更番地につきましては146ページから148ページに、位置図につきましては149ページに、字の区域図につきましては150ページから155ページに記載しております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第67号 字の区域の変更」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)」、「議案第90号 和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」及び「請願第16号「事件処理に関する上申書」に関する請願」、以上3件を一括議題といたします。

執行部に、「議案第89号」及び「議案第90号」に関する補足説明、並びに先の本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

○建設総務課長

「議案第90号 和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」の概要について、補足説明いたします。追加議案(その2)をお願いいたします。福岡地方裁判所にお

いて継続中の、明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟及び訴訟に関連する問題並びに明星寺地区ごみ撤去問題を一体として全面的な解決を図るため、和解するものです。

1 ページをお願いいたします。「1 明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟概要」に記載のとおり、現在、福岡地方裁判所において、嘉飯山砂利建設株式会社が原告、飯塚市が被告として、明星寺団地1号線の一部及び姿・囲線の大型車両の通行に関し、市の行政手続が不適切であるということを争点に、3件の訴訟が継続しております。

また、ごみ撤去問題につきましては、「2 明星寺地区ごみ撤去問題概要」に記載しておりますとおり、明星寺地区採石場周辺の土地にごみを埋設しており、そのごみの撤去、または撤去に代わる損害賠償について、その損害賠償請求権の存在を嘉飯山砂利建設株式会社、坂平聖治氏、新進工業有限会社と争っているものです。

続きまして、和解の概要について説明いたします。和解当事者については、「3 和解当事者」に記載のとおり、飯塚市、嘉飯山砂利建設株式会社、坂平聖治氏、新進工業有限会社です。

2 ページをお願いします。和解当事者間で合意に至った内容は、「4 和解内容」に記載しております。おおまかには、「飯塚市が相手方の土地を取得する」、「相手方は市道に関する3件の訴訟を取り下げる」、「ごみ撤去問題に関し解決したことを確認し何らの請求をしない」というものです。

土地の取得に関して説明いたします。第1条から第8条に記載のとおり、第1条では、別紙物件目録1から3に記載しております相手方が所有する土地の合計3万4545平方メートルを飯塚市が合計4836万3千円で取得すること。相手方は、飯塚市が土地を取得する上で必要な条件として、第4条2項では、取得する土地上に存在する土砂流出防止のための土留めを除く全ての構造物・機械・設備等を撤去すること。第4条3項では、取得する土地が計画区域の一部となっている林地開発計画、岩石採取計画について、申請者である相手方の負担で、計画変更、緑地整備、調整池整備、囲ため池の再整備等必要な措置を行い、福岡県の完了検査の合格により計画を完了させること。第6条第1項では、取得する土地の根抵当権等、不要な権利負担登記を抹消することを規定しております。

また第3条では、土地の取得は、登記簿記載の公簿面積で行うこと。第5条では、相手方は飯塚市に対し土地の瑕疵担保責任を負わないこと。第7条では、飯塚市は所有権移転登記完了後14日以内に土地代金4836万3千円を支払うこと。第8条では、土地上の構造物の撤去等の和解金1億2763万7千円のうち、その50%の6381万8500円を平成27年4月3日までに支払い、残りの6381万8500円を構造物等の撤去の完了を確認した後、14日以内に支払うこととしております。

次に、その他の項目について説明いたします。3 ページをお願いします。第9条では、相手方は本合意成立後10日以内に飯塚市に対する市道に関する訴訟3件を取り下げ、訴訟に関する費用等はそれぞれの負担とすることを規定しております。第10条では、相手方の本合意書履行に必要な大型車両の通行に関しては道路法及び車両制限令所定の手続をとり、飯塚市が付与する条件、指導に従うことを規定しております。第11条では、本合意を解除する場合の条件を規定しております。第4条及び第6条は、飯塚市が土地を取得するために必要な条件であり、履行期限を定めているものでありますので、この履行期限の厳守を確保したいということから入れた条項となっております。第12条では、ごみ撤去問題が解決したことの確認と本合意書に定めること以外は、相手方は何ら請求しないことを規定しております。第13条では、本合意成立によりお互いに市道に関する訴訟問題、ごみ撤去問題等が円満に解決したことの確認と、何らの債権債務がないことの確認を規定しています。

なお、今回の和解の方針については、地元3自治会会長より平成27年2月23日付で、「相手方の土地すべてを飯塚市が所有される和解案を支持」する旨の要望書が市長宛に届いております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○財政課長

「議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第10号）」の概要につきましては、別に配付いたしております平成26年度補正予算資料、下に一般会計補正予算（第10号）と記載してありますが、これによりご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。今回の補正につきましてはただいま説明がありましたように、議案第90号の関連ですが、明星寺地区市道訴訟問題等の和解に関する経費を計上するものでございます。

補正額の記載はございませんが、2ページをお願いいたします。歳出の土木費の土木総務費で、明星寺地区市道訴訟問題等和解金を1億7600万円を追加いたしまして、同じく歳出の総務費の財産管理費、減債基金積立金を同額減額し財源調整を行っておりますので、今回補正額はございません。これは減債基金を取り崩すものではなく、剰余金として減債基金に積み立てる予定の金額を減額するものでございます。

歳出の和解金につきましては、明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟とごみ撤去問題を一体として、全面的な解決のための和解合意に至ったことから計上するものでございます。

繰越明許費は、和解合意の成立が平成27年3月中の見込みであり、履行完了が翌年度となりますことから、追加をするものでございます。

3ページ以降に、今回の補正にかかわる歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、予算の補足説明及び資料の説明を終わります。

○建設総務課長

審査要望4件について、ご説明いたします。

「第4条（引き渡し）第3項 林地開発における工事内容の詳細について」ということでございますが、合意書第4条第3項に規定する林地開発計画、岩石採取計画に関連する一連の措置は、計画の申請者が実施することです。現時点では、計画変更に向けた調整を行っているということで聞いておりますので、それぞれの工事内容の詳細については把握できておりません。しかし、囲ため池の再整備については、本市の施設を扱うこととなりますので、本市、申請者、福岡県と協議を行った上で決定することとなります。

次に、「第5条の瑕疵担保責任免除特約を設ける必要性について」、ご説明をいたします。第5条の、相手方は本市に対して土地の瑕疵担保責任を負わないという内容についてですが、本市が土地を売却する際の契約書についても、買い手に対し、土地に隠れた瑕疵があった場合は、市は責任を負わない旨の条項が入っております。この条項に関する弁護士の見解は、建物や物品の譲渡の際は、隠れた瑕疵というものが想定されやすいが、土地については比較的想定されにくく、また、仮に違法な埋設物があったとしても、第4条第2項により撤去を求めることが可能なため、大きな不利益とはなりにくいので入った条項であるとのことでした。

次に、「第8条（和解金）の内容について」、ご説明をいたします。和解金の内容としましては、事務所等建物移転補償費、洗砂機・中間処理設備等工作物移転補償費、事務所備品・排水ポンプ等動産移転補償費、移転に関する雑費補償費等で、総額1億2763万7千円です。

その詳細ですが、建物移転補償費は事務所等の建物とトイレで算定しております。工作物移転補償費は、洗砂機、砂ふるい機、中間処理設備、中間処理設備用電気変圧器等の機械設備、車両のタイヤ洗浄槽、沈殿槽、井戸等の生産設備、砂をためておく貯砂場、進入路等の付帯工作物で算定しております。動産移転補償費は、建物内の備品等の屋内動産、排水ポンプ、建設機械等の屋外動産で算定しております。その他として、移転に関する雑費の補償、事業所の移転期間の休業補償、事業益減となった一部の補償で算定しております。

次に、「第11条（契約の解除）の要件が第4条（引き渡し）と第6条（所有権移転登記手続）に限定されている理由について」のご説明でございますが、本合意書は履行されることが

前提です。しかし、第4条の営業の終了、構造物等の撤去、林地開発計画等の完了、第6条の土地の権利関係の整理が履行されない場合は、今回、合意の目的である、市による土地の取得が達成できないため、契約を解除する条件を入れたものです。

また、第4条、第6条の履行には時間を要することが予想され、比較的長い履行期限を設定しておりますので、その履行期限内の履行確保を担保したいという思いもあります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

お諮りいたします。議題中、「請願第16号」を審査するに当たり、紹介議員として永末雄大議員に出席を求め、説明を受けたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは、紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○永末雄大議員

「請願第16号 「事件処理に関する上申書」に関する請願」の紹介議員として、この請願を紹介させていただきます。詳細に関しましては中身を見ていただきたいんですけども、要旨に関しての分だけちょっと読み上げさせていただきます。「平成27年2月4日の市民文教委員会及び翌5日の経済建設委員会において報告された、平成27年1月8日付、井上道夫 飯塚市顧問弁護士による「事件処理に関する上申書」に基づいて飯塚市が現在進める原告との「和解」、すなわち「道路問題とごみ撤去問題を一体として全面的な解決を図ること」に反対する。よって、1. 現在、嘉飯山砂利建設(株)との間で係争中である訴訟(道路問題)において、被告側である飯塚市は司法の判断を仰ぎ、正しい判決を求め、最後まで争うこと。2. ごみ撤去問題については、飯塚市と嘉飯山砂利建設(株)との問題であり、係争中の訴訟(道路問題)とは全く異質の事案であることから、当事者間で解決すること。以上を求めるものがあります。」というふうな請願になっています。理由に関しましては、お手元の資料のほうでしっかりと読んでおいていただきたいと思っております。

こちらの請願者なんですけども、飯塚の未来を考える市民の会というところで、市民感覚ですね、飯塚市政のさまざまな問題を見ていきたいというふうな活動をされておる団体でございます。その団体のほうから、こういった請願を出したいというふうな要望をいただきまして、まあ何とかこの問題をですね、一体としてというふうな形ではなく、もともとですね、あるふうな形、道路問題についてはきちんと判決を仰ぐ。その他の問題に関しましては、その他の問題としてきちんと解決していく、それが本来あるべき姿じゃないだろうかというふうな提案をいただきまして、私も賛同いたしましてこちらの紹介議員とならせていただきました。ぜひ委員の皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

(傍聴席より拍手あり)

○委員長

すみません。静粛にお願いいたします。

それでは、本請願について紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。永末雄大議員さん、本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

(紹介議員退席)

次に、議題全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

先ほどですね、建設総務課長のほうからご説明があつているときに、地元からの何か要望書

が出ているということでしたけど、それは資料要求ができますなら、お願いいたします。委員長、お取り計らいをよろしくお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま瀬戸委員のほうから要求のあつています資料は提出できますか。

○建設総務課長

今ご要望のあつております要望書につきましては、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま瀬戸委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:44

委員会を再開いたします。

皆様のお手元に、先ほど要求のあつた資料を配付しておりますので、ご一読いただきたいと思ひます。

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

議題中、「議案第89号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第10号)」及び「議案第90号 和解(道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ撤去問題)」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第16号 「事件処理に関する上申書」に関する請願」については、先ほど「議案第89号」及び「議案第90号」を原案どおり可決いたしましたので、みなし不採択といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:47

再 開 11:49

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「九州工業大学情報工学部バイオメディカルデザインコースのキックオフミーティングの開催について」、報告を求めます。

○産学振興課長

「九州工業大学情報工学部バイオメディカルデザインコースのキックオフミーティングの開催について」、報告いたします。本市では、現在、医工学連携の推進を新産業創出の重点プロ

ジェクトとして位置づけ、各種事業に取り組んでおります。この動きの中で、九州工業大学では情報工学部内に医工学連携の中核を担う人材を育成するために、新たに修士の学生を対象とした「バイオメディカルデザインコース」を新年度に設置することとなり、このコースの設置にあわせて、先日3月3日にキックオフミーティングが開催されましたので、報告いたします。

ご参考までに、本日はミーティング開催案内のチラシを配付させていただきました。

バイオメディカルデザインとは、医療機関や医療、看護、介護従事者の行動、現場を観察することで隠れたニーズを発見し、新たなビジネスモデルを構築する手法のことであり、アメリカのシリコンバレー地域で活発に行われているものです。

九州工業大学情報工学部では、本コースを開設することで、医療機器や医療情報システムに新しい価値の創造を担うグローバルリーダーを養成し、飯塚から医療イノベーションを起こすことを目指しています。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市企業立地促進補助金制度の見直しについて」、報告を求めます。

○産学振興課長

「飯塚市企業立地促進補助金制度の見直しについて」、報告いたします。飯塚市企業立地促進補助金は、飯塚市内において新たに事業を展開し、または事業所を増設もしくは移設しようとする事業者に対して補助金を交付することで、指定産業の集積及び雇用機会の拡大を図ることを目的に交付する補助金で、いわゆる企業立地の際のインセンティブとして交付している補助金です。この補助金は、従業員の雇用人数に応じて交付する雇用促進補助金と、新增設時の施設・設備投資にかかる補助金の企業立地促進補助金、そして不動産取得にかかる不動産取得補助金の3種からなっています。

この補助金についてはこれまで運用を行ってまいりましたが、特に雇用促進補助金において、交付対象としている従業員の雇用期間が、現在の企業の雇用実態と乖離があること、また補助金の申請時期によっては同一年度内に事業を開始した事業者間でも補助金に大きく差が生じることなどの問題点が生じているため、当該補助金審査会の委員の皆様や関係各課との協議を経て、より利用しやすい制度となるように交付要綱の見直しを検討しておりますことを報告いたします。

詳細につきましては、配付した資料で説明をさせていただきます。今回見直しを行う項目は「2. 改正項目」の箇所に示しておりますとおり、(1) 補助対象となる新規従業員の雇用期間、(2) 申請日の考え方、(3) 市有地内の賃貸借物件への適用拡大の3項目です。

1点目の(1) 補助対象となる新規従業員の雇用期間については③に示しているとおり、補助対象者とする者で、操業開始前に雇用されている期間を、6月からおよそ1年前までの者まで拡大すること。また、操業開始後に雇用された者も3月以内であれば対象とすることを考えております。(2) の申請日については③に示しているとおり、これまで設けていた申請期日を指定する「基準日」の考え方を廃止し、補助要件を満たした時点で、随時補助申請を受け付けることとする。(3) の市有地内の賃貸借物件については③に示しているとおり、市有地以外の賃貸借物件に適用される補助制度を適用すること。以上、3項目です。

ご参考までに、(2) の申請日による企業間の不均衡を説明するための資料を添付しております。

この資料でおわかりのとおり、申請基準日の考え方を廃止することで、6月1日と6月2日の1日違いの操業開始であっても、改正案では同一年度内に補助金を交付することができるこ

ととなります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、報告を求めます。

○商工観光課長

飯塚市中心市街地活性化事業のうち、商工観光課が所管します商業の活性化事業の取り組みにつきまして、昨年10月23日の本委員会での報告以降の事業進捗状況について、資料に基づきご報告いたします。

まず、中心市街地再興戦略事業のうち、「街なかさるくで、健幸商店街創造事業」につきましては、東町商店街の旧玉置1階に開設しております「街なか交流・健康ひろば」におきまして、飯塚商工会議所が実施主体となり実施しており、9月30日から12月16日までステップ運動教室を計12回開催し、延べ171人が参加しました。また、1月6日から本年度2回目のスロージョギング教室を開始しております。3月17日にかけて計10回実施する予定でございます。今後の予定としましては、3月20日に本年度2回目のスロージョギング大会を開催することとしております。

また、タウンマネージャー設置事業では、タウンマネージャーによる各種支援としまして、中心商店街のソフト事業において、吉原町商業団の「トワイライトパラダイス」、しんいづか商店街の「ぶらり市スペシャル」などの事業支援を行いました。また、ハード事業につきましては、空き店舗対策としてアイタウン前の旧パチンコ店跡について(株)明治の商業施設構想への支援を行い、現在、経済産業省の補助金を活用し調査事業を行っております。

次に、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用した事業のうち、戦略的逸品店舗誘致事業につきましては、現在、出店交渉を行っております大手居酒屋チェーンの本社2社を訪問し、そのうち1社につきましては、今月中に本市を視察いただく予定となっております。また、同じく大手居酒屋チェーンのフランチャイズ店の出店交渉も行っております。先週視察に来られました。今後とも引き続き、逸品店舗の誘致に向けて積極的な活動を行ってまいりたいと考えております。

スマイル・コミュニケーション創出事業につきましては、「黒田官兵衛いづかプロジェクト協議会」を中心に官兵衛ゆかりの地として観光PR活動を行っており、昨年10月26日に行われました「筑前の國いづか街道まつり」において、黒田官兵衛展を実施し、多くの方にご来場いただきました。

最後に、街なか循環バス運行事業につきましては、中心市街地活性化推進事業の効果促進事業として実施するもので、平成27年度の導入に向け、飯塚市地域公共交通協議会におきまして運行計画の検討及び調整を行い、ダイヤ等運行の概要につきましては、前回2月5日の本委員会においてご報告させていただきました。

詳細は、次の報告でご説明させていただきますが、その後、プロポーザル方式による業者選考を行い、「西鉄バス筑豊(株)」に決定いたしました。

今後は、利用ガイド等の配布による周知及び運行事業者による道路運送法等の許可申請を滞りなく行ってまいります。

以上で、中心市街地活性化事業の進捗状況についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

1点だけ。いろいろ事業やっておりますけど、ハード事業のほうでやってあることで、経済的効果と言いますかね、そういうものは商工観光課として把握してありますか。いま旧伊藤伝右衛門邸とかにもたくさんの方が来場されていますけど、周りにお店がだんだんなくなってですね、何か観光バスだけ来ていますけど、交通渋滞とかでですね、困ってあるとかいうことをよく聞くんですが、何か飯塚市に経済効果が生まれるようなことを考えて、こういう事業を進めてあるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○商工観光課長

経済効果ということでございますが、なかなか計るのは難しいところがございます。いろんな一定の手法等はあるようでございますけども、この中心市街地活性化事業、先ほどの商店街での取り組み等について、参加者人数とかそういうものは把握しながらやっておりますが、全体どれだけお金を落ちていったのかとかいうところがなかなか算出するのが難しいところがございますので、できるだけそういうものが数値化されるようなですね、手法等はちょっと研究してまいりたいと考えております。

○瀬戸委員

まあ、そういう手法等を研究していきたいということでしたけど、そういう専門のコンサルタントさんとかいうのが探せばあるんじゃないかならうかと思えますけど、そういう言われた努力をしていていただきたいと。せっかくですね、これだけ人に来ていただいているわけですから、何か地元の商店に経済効果が生まれるようなことを考えていただきたいなど、そういうことを把握していただきたいと思えますので、よろしくお願いします。要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について」、ご報告いたします。平成27年度以降のコミュニティバス等の運行委託につきましては、プロポーザル方式による審査を行いまして、それぞれ運行事業者が決定いたしましたので、ご報告いたします。

まず、飯塚市コミュニティバス運行业務委託につきましては、1月9日から1月29日まで公募を行い、第1次審査（書類審査）を2月4日、第2次審査（プレゼンテーションによる審査）を2月9日に行い、運行予定の3路線、それぞれの委託業者を選定いたしました。「庄内・飯塚線」につきましては(有)Shonai観光、「颯田・飯塚線」につきましては誠心物流(株)観光事業部、「筑穂・飯塚線」は西鉄バス筑豊(株)に決定いたしました。

続きまして、飯塚市街なか循環バス運行业務委託につきましては、1月9日から1月29日まで公募を行い、第1次審査を2月4日、第2次審査を2月12日に行い、西鉄バス筑豊(株)に決定いたしました。

続きまして、飯塚市予約乗合タクシー予約受付業務委託につきましては、1月14日から2月5日まで公募を行い、第1次審査を2月10日、第2次審査を2月16日に行い、(株)福岡ソフトウェアセンターに決定いたしました。

なお、予約乗合タクシー運行业務委託につきましては、3月中に地区単位での条件付き一般競争入札方式にて業者を選定することとしております。

以上で、「コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「西日本鉄道の路線バス一部ダイヤ改正について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「西日本鉄道の路線バス一部ダイヤ改正について」、ご報告いたします。市内の路線バスの運行ルート等を含むダイヤにつきましては、日ごろより市民の皆様の利用勝手のよい運行や、市内観光地にアクセスしやすい運行につきまして、各民間運行事業者に対し要望を行ってきたところでありますが、現在、認可申請中ではございますが、今春3月21日のダイヤ改正により、西日本鉄道が運行します福岡（天神）から飯塚への特急バスにおきまして、毎日3往復の運行ではございますが、本市の観光施設でございます「嘉穂劇場入口」に停車し、バスセンターを経由して「幸袋」改め「幸袋・旧伊藤伝衛門邸前」に乗りかえなしで行ける直通の特急バス「でんえもん号」が運行される予定となりましたので、ご報告いたします。

現在は、飯塚バスセンターなどで乗りかえが必要でございますが、天神と直結させることで観光客の利便性も高まりますことから、観光PRの強化を図り、さらなる誘客に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、バスの運行ダイヤ等につきましては、市民の皆様の利便性の向上に向けて、要望等を行ってまいりたいと思っております。

以上で、「西日本鉄道の路線バス一部ダイヤ改正について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○事業管理課長

専用場外発売所開設2件について、報告いたします。提出資料をお願いします。1件目でございますが、名称は「オートレース石狩」、開設場所は北海道石狩市サテライト石狩内、設置者は「有限会社サテライトいしかり」、管理施行者は伊勢崎市。施設の概要ですが、オートレース専用窓口数は3窓、設備として60インチモニター2台、37インチモニター7台となっております。年間総発売日数は340日程度、1日当たり発売見込み金額は約20万円であります。また、オープン予定日は3月14日となっております。

次に2件目でございますが、名称は「オートレース宮崎」、開設場所は宮崎県宮崎市サテライト宮崎内、設置者は「株式会社サテライト宮崎」、管理施行者は飯塚市。施設の概要ですが、オートレース専用窓口数は4窓、設備として60インチモニター1台、50インチモニター9台、42インチモニター2台となっております。年間総発売日数は340日程度、1日当たり発売見込み金額は約49万円であります。

現時点の進捗状況としましては、3月3日に設置申請書が受理されたところから、オープン予定日は九州経済産業局の現地調査、設置許可、施設設備の設置確認調査を経ましての開設となりますので、今のところ4月上旬から中旬を予定しております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木管理課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配付しております資料をお願いいたします。大日寺川排水ポンプ場新設（土木）工事でございますが、原契約金額6247万8千円に81万円を増額し、変更契約金額を6328万8千円とするものでございます。

その主な理由といたしまして、ポンプ井の埋め戻し材に発生土を流用するようにしておりましたが、埋め戻し材として不適であったため、購入土とし発生土を残土処理とした変更及び仮設道路・施工ヤードの雨による流出防止として土のう等を設置したことの変更による増工、その他数量の精査により変更を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○農業土木課長

工事請負変更契約報告のご説明をいたします。お手元資料の、工事請負変更契約報告書（都市建設部農業土木課）をお願いいたします。本件報告は、浸水対策事業で実施している工事です。原契約金額はそのままの額で、原契約工期末を平成27年3月31日から平成27年5月29日に、工事請負変更契約を行うものです。

この変更契約概要は、施工地に隣接する民地内の高さ約7メートルの既設擁壁に対しての、工事施工における影響とその対応策について、地盤解析及び詳細設計を行ったことから、施工業者との調整に時間を要し、原契約工期内の完了が望めないことから、工期の変更を行ったものです。

以上、簡単でございますが、工事請負変更契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

この委員構成での委員会は実質上、本日が最後となる予定でございますので、閉会を前に、正副委員長を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方、また執行部の皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、無事、委員長の責務を務めることができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。